

横浜市食の3Rきら星活動賞表彰懇談会運営要綱

制 定 平成 29 年 9 月 15 日 資一第 398 号(局長決裁)
最近改正 令和 5 年 3 月 31 日 資一第 1242 号(局長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市食の3Rきら星活動賞表彰懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し必要な基本事項を定める。

(目的)

第 2 条 局長は、横浜市食の3Rきら星活動賞表彰に関し、次に掲げる事項について、懇談会の委員に助言を求める。

(1) 被表彰者の決定に関する事

(委員)

第 3 条 懇談会の委員は、次のとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) その他局長が必要と認める者

(会議)

第 4 条 懇談会の会議は、局長が招集する。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、資源循環局事業系廃棄物対策部事業系廃棄物対策課において処理する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 9 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。